

## 取調べの機能と録音・録画

岡 田 薫

- ① 強姦事件の有罪判決が確定した後に真犯人が現れたり、公職選挙法違反事件で起訴された12名全員に無罪判決が言い渡されたりする事件があり、また、裁判員の参加する刑事裁判が、平成21年5月から始まることが予定されていることもあって、今まで外からはみえにくかった取調べの可視性を高めるべきではないかとの議論が活発になっている。
- ② 取調べの可視性を高める方法のひとつに、録音・録画がある。本稿では、まず取調べ状況の録音・録画の先進国と言われているイギリスの状況を検討する。あわせて、わが国とイギリスとでは、取調べの位置づけや機能に違いがあるので、その違いを紹介する。
- ③ 続いて、取調べの丁寧さと無罪率、起訴のあり方についての比較を行っている。
- ④ 次に、取調べは犯罪に関する真相を解明する手段のひとつであるので、取調べ以外の真相解明の手段と、それらの手段について、主として英米とわが国での活用状況を概観する。
- ⑤ 職業裁判官による裁判か、陪審制、参審制による裁判かによって、公判手続だけではなく、公判前手続、捜査のあり方、場合によっては実体刑法まで違ってくると言われている。裁判員制度の採用はそれだけ大きな変革である。そのことを前提にしながら、録音・録画をめぐる関係者の意見、マスコミの反応・意見を紹介する。
- ⑥ 冤罪と録音・録画の関係は必ずしも明らかではないが、録音・録画以前の問題として冤罪の防止は重要である。従来、あまり比較して論じられてこなかった陪審制下の冤罪とわが国の冤罪、すなわち、陪審制を前提に取調べ以外の真相解明手段を重視してきた英米と、丁寧でときとして熱心すぎる取調べと徹底した捜査を特徴としているわが国での過去の冤罪状況を参考として紹介する。

# 取調べの機能と録音・録画

行政法務調査室 岡田 薫

## 目 次

はじめに

I イギリスにおける取調べ状況の録音・録画と黙秘権の制限

- 1 王立委員会とPACE
- 2 イギリスにおける取調べの内容
- 3 黙秘権の制限

II 取調べの本質・機能・位置づけ

III 真相究明の手段

- 1 何によって犯罪の真相に迫るのか
- 2 司法取引
- 3 通信傍受
- 4 おとり捜査
- 5 新たなる科学技術の導入

IV 録音・録画をめぐる議論

- 1 議論の経緯
- 2 関係者の意見
- 3 検察・警察における試行
- 4 メディアの反応、意見

V 日英米の刑事法制と冤罪事情

- 1 取調べの録音・録画議論の背景
- 2 アメリカ
- 3 イギリス
- 4 日本

おわりに

## はじめに

取調べにおける捜査官の熱意と責任感は、諸刃の剣である。刑事事件における真実を明らかにし、真人間を生む手助けとなることも多いが、冤罪の重要な要因となることもある。

冤罪の要因は単純ではないが、虚偽自白もひとつの要因であり「虚偽自白に共通する最大の原因は、被疑者が罪を犯していると決め込んだ警察官の過剰なまでの熱意にある」という指摘もある<sup>(1)</sup>。

警察庁は、冤罪事件などを引き起こした取調べを巡る不祥事を受け、平成20年1月25日、取調べの適正化指針を発表し、4月3日には、警視庁や大阪府警など大規模な警察本部で、警察の取調べの一部の録音・録画を試行することを決めた。

本稿では、今後の議論に資するべく、取調べにいち早く録音・録画を取り入れたイギリスの状況、取調べの機能、取調べ以外の真相究明の手段、録音・録画をめぐる賛否の議論、日米英の冤罪事情等について考察する。

## I イギリスにおける取調べ状況の録音・録画と黙秘権の制限

### 1 王立委員会とPACE

イギリスの犯罪捜査では、被疑者取調べのテープ録音が約20年前に導入され、現在では完全に定着し、被疑者の取調べをテープ録音することは当然視されるに至っている<sup>(2)</sup>。

イギリスにおける被疑者の取調べは、かつて

は判例法や裁判官準則に基づいて行われていたが、1978年2月に正式発足した「刑事手続に関する王立委員会」(以下「王立委員会」)の報告書<sup>(3)</sup>(1981年)を踏まえて、1984年に「警察及び刑事証拠法」<sup>(4)</sup>(The Police and Criminal Evidence Act 1984。以下「PACE」)が制定されて取調べに関する規定が設けられ、その第60条に録音に関する規定がおかれた。

イギリスでは、1960年代から、テープ録音制度の導入が論じられてきた。世界的な刑事法学者で録音制度の主唱者であるG・ウィリアムズ教授は、1960年に、イギリスでも警察官がときどき被疑者に対して利益誘導、脅迫、偽計、暴行などを用いたり、また、自白調書を作成する際に不正確な内容を記載したりすることがあることを指摘した上、そうした事態を防止するためにテープ録音制度を導入すべきであると述べている<sup>(5)</sup>。

これに対する当時の警察当局の反応としては、強硬な反対があり、法曹や学者の間にも同調する意見が現れて、議論は進展しなかったという。反対の理由としては、「こういう制度を採用すれば、尋問も応答もぎこちない紋切り型のものになってしまい、被疑者から十分に本音を引き出すことができず、訴追も減少し有罪の獲得も困難となり、多数の犯罪者を法網から逃れさせてしまうだろう」と主張されていたとのことである<sup>(6)</sup>。

1972年の刑事法改訂委員会の報告書でも、被疑者取調べをテープに録音すべきという議論が取り上げられたが、同報告書は黙秘権を制限するという勧告も含んでいたため、棚上げされてしまう<sup>(7)</sup>。

(1) R.ミルン・R.ブル(原聰編訳)『取調べの心理学—事情聴取のための捜査面接法—』北大路書房, 2003, p.129.

(2) 白川靖浩「イギリスにおける被疑者取調べについて(上)」『警察学論集』60巻4号, 2007.4, p.75.

(3) 犯罪捜査及び訴追手続についての現状分析と改善策を内容とする報告書。

(4) イギリスにおける初めての総合的刑事手続法典。11編122箇条の本体と7つの附則からなり、その第5編(第53条~第65条)が、警察による被疑者等の取調べ及び取扱いとなっている。

(5) 渡部保夫「被疑者尋問のテープ録音制度—圧迫的な取調べ、誤判、裁判遅延の防止手段として—」『判例タイムズ』608号, 1986.9, pp.5-6.

(6) 同上。

その後、数度の実験と10年余りを経て、1984年のPACE第60条によって、内務大臣は、警察署に留置されている被疑者の取調べの録音に関し運用規程を定める責務と、警察署に留置されている被疑者の取調べを現に施行されている規程に従って録音すべき旨の命令を発する責務を負う<sup>(8)</sup>こととされたわけである。

これを受けて、規程E「被疑者取調べのテープ録音に関する運用規程」及び規程F「被疑者取調べのビデオ録画に関する運用規程」が制定され、Eは1988年7月、Fは2001年12月施行となり、施行後も必要によっていくつかの改正を経ている<sup>(9)</sup>。

## 2 イギリスにおける取調べの内容

王立委員会の報告書によると、身柄拘束中の被疑者の取調べについて次のように説明されている。「実証的研究の結果に徴してこれを見ると、警察署内で取調べを受ける被疑者の割合は、約85～90パーセントにのぼり、警察署外での取調べより、捜査・訴追上有用な結果をもたらすことが多い。もっとも、警察署での取調べは、多くの場合一回限りであり、その時間も一時間以内であることがほとんどである<sup>(10)</sup>」。

また、わが国における取調べでは、犯罪事実に関する部分と情状事実に関する部分が峻別されていないが、イギリスでは、公判手続が、①有罪か無罪かを決定する事実審理 (trial) と、②有罪と認定された場合に限り行われる、情状調べと判決宣告からなる判決手続 (sentencing)、の二段階に峻別されているため、捜査官にとって必要な取調べに大きな違いが生じている。

つまり、通常①の段階では、被告人の人となりは分からない状態にして有罪・無罪の判断が

行われる。そこで、犯罪事実の存否に直接関係がなく情状に属する事実は、すべて捜査の段階から省いておくことが要求され、情状証拠の収集は、訴追側の任務ではなくなる。

そのためイギリスでは、保護観察官が有罪の評決後被告人と面接するなどして情状関係の調査を行い、裁判所に判決前調査報告書を提出することとなる<sup>(11)</sup>。

このように、イギリスにおける被疑者の取調べの実態は、我が国のそれとは相当に異なるものであることに注意を要する。

## 3 黙秘権の制限

ところで、被疑者取調べをテープに録音すべきという議論は、王立委員会報告書に先立つ1972年の刑事法改訂委員会報告書でも、取り上げられていた。しかし、前述したように、報告書は「黙秘権を制限すべし」とする内容も含んでいたため、賛否の激しい議論を呼んで、結局、棚上げされた。

同報告書における刑事法改訂委員会の主張は「犯罪傾向が進んだ犯罪者がしばしば黙秘権を悪用し、質問に全く答えず、その結果、警察の活動に大きな支障を来たして、捜査が行き詰ってしまうおそれすらでてきている。それ故、その権利を絶対的なものとせず、例えば、被疑者が警察による取調べにおいて、後に防御上主張するに至った事実について何ら供述していなかったときには、裁判所ないし陪審は一右主張の真偽の判定に関し—そのことから相当と思われる推定を導くことができるし、また、被疑者が黙秘したという事実を他の証拠の補強証拠とすることも許されるとするなど、一定の制約を設ける必要がある。そして、そのような制約を

(7) 白川靖浩「イギリスにおける被疑者取調べについて (中)」『警察学論集』60巻5号, 2007.5, p.134.

(8) 条文要旨の翻訳は、法務大臣官房司法法制調査部『イギリス警察・刑事証拠法 イギリス犯罪訴追法』(法務資料第447号), 1988.に基づく。

(9) 白川 前掲注(7), p.133.

(10) 井上正仁・長沼範良「イギリスにおける刑事手続改革の動向 (三)—『刑事手続に関する王立委員会』の報告書について—」『ジュリスト』769号, 1982.6.15, p.114.

(11) 倉田靖司「陪審復活の条件 (下)」『判例タイムズ』802号, 1993.2, p.41.

認める以上、黙秘権告知の要請は廃止し、むしろ、黙秘権行使に伴う右のようなリスクの告知を義務付けるべきだ」というものであった<sup>(12)</sup>。

この主張は、王立委員会の報告書では採用されなかったが、「1994年刑事司法及び公共の秩序法」(The Criminal Justice and Public Order Act 1994)に取り入れられ、現在イギリスでは、黙秘権を制限する仕組みが導入されている。

## II 取調べの本質・機能・位置づけ

イギリスの王立委員会報告書においても「委員会の得たあらゆる知見や研究の結果に鑑みても、犯罪の捜査・訴追上被疑者の取調べに代わる適切な手段は存しない」と述べられている<sup>(13)</sup>。

それでも、Iで述べたように、取調べが犯罪事実に関する部分に限定されていることもあって、我が国における取調べに比べて、あっさりしたものであるように見受けられる。

このように、国によって、被疑者の取調べの位置づけには微妙な違いがあり、軽々にそのよしあしを論じることはできない<sup>(14)</sup>。

わが国では、陪審制を基本とする英米に比べて、情状事実の取調べを含む被疑者の取調べが重視されているというのが一般的理解である。そこでは、真相究明機能と、犯人に反省悔悟を促し可能な限り早期に被害回復を実現すると

いった刑事政策的機能が重視されている<sup>(15)</sup>。

司法制度改革審議会<sup>(16)</sup>が約2年間の審議を経て、平成13年6月12日に公表した「21世紀の日本を支える司法制度」という副題を冠した意見書においても「被疑者の取調べはそれが適正に行われる限りは、真実の発見に寄与するとともに、実際に罪を犯した被疑者が真に自己の犯行を悔いて自白する場合には、その改善更正に役立つものである」としている。

また、取調べの本質には、言いたくないことを強制や強要なしに、つまり自発的に言わせるという部分がある<sup>(17)</sup>。したがって、取調べは事務的な質問・応答によってなされるものではなく、ある程度継続した接触と、それによる「心の通い合い」が必要とも言われる<sup>(18)</sup>。これは、臨床心理学の世界では、「ラポールをつける(意思の疎通を図る)」と言われ、最近では犯罪捜査の世界でも使われるようになってきたようである<sup>(19)</sup>が、被疑者取調べにはカウンセリングと似た要素があることを示唆しているとも言える。

わが国では、こうした丁寧な取調べを含む、徹底した捜査によって真実を十分に解明した上で、検察官が事件の適切な処分を決定しており、そのことが検挙率の高さとともに、日本の刑事司法の大きな特色である無罪率の低さに現れている、と考える実務家は多いようである<sup>(20)</sup>。

(12) 井上正仁・長沼範良「イギリスにおける刑事手続改革の動向(一)―『刑事手続に関する王立委員会』の報告書について―」『ジュリスト』765号, 1982.5.1, p.84.

(13) 井上・長沼 前掲注(10), p.114.

(14) 警察での取調べには、独仏式の考え方と英米式の考え方とがあり、前者は「警察で取り調べて自白させること自体はさしつかえない。ただ拷問などで嘘を言わせるのがいけない」という考え方、後者は「密室で警察官の取調べを受けること自体が好ましくない」という考え方である、と指摘する人もいる。平野龍一『捜査と人権』(刑事法研究第3巻)有斐閣, 1981, p.36.

(15) 本江威憲「取調べの録音・録画記録制度と我が国の刑事司法」『判例時報』1922号, 2006.5, pp.11-12.

(16) 21世紀のわが国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として内閣に設けられた審議会。平成13年7月26日をもって2年の設置期限が満了。

(17) 網川政雄『被疑者の取調べ技術』立花書房, 1977, p.21.

(18) 平野龍一「現行刑事訴訟法の診断」『団藤重光博士古稀祝賀論文集第四巻』有斐閣, 1985, p.415.

(19) 渡辺昭一編『捜査心理ファイル 犯罪捜査と心理学のかけ橋』東京法令出版, 2005; ミルン・ブル 前掲注(1)等

ちなみに、平成18年の通常第一審の無罪率（全部無罪人員/判決人員）は地裁が0.13%、簡裁が0.16%であり、否認事件の無罪率（否認事件の全部無罪人員+一部無罪人員）/否認事件の判決人員は地裁が2.56%、簡裁が5.03%である<sup>(21)</sup>。これに対し、やや古いデータであるが、1998年から2001年にかけて、イギリスで、被告人が無罪答弁を行った結果、刑事法院において陪審裁判が行われた場合における有罪率は55～57%とのことであるので、40%強が無罪となっているようである<sup>(22)</sup>。

また、刑事法学者平野龍一博士の指摘するところによると、ドイツでは公訴の提起に必要な「足りる嫌疑」の程度は、逮捕・勾留に必要な「切迫した」嫌疑よりも低いものとされているとのことであり、アメリカでも一応の証拠があれば起訴してよいとされている、とのことである<sup>(23)</sup>。そうした国々からすれば、わが国の無罪率の低さが異常にみえるのも当然である。

しかし、わが国では検察官・警察官だけでなく、マスコミその他国民の多数も「公判で無罪になるのは検察官・警察官の失態である」と考えがちである<sup>(24)</sup>。

そしてまた、そのことの是非は意見の分かるところであるが、日本の裁判所が「有罪か無罪かを判断するところ」ではなく、「有罪であることを確認するところ」との批判を生む原因ともなり、少なくとも被害者の立場の人から

は、裁判所によって本当に無罪かどうかを判断してもらい権利が奪われていると言われる側面があることを忘れてはならない<sup>(25)</sup>。

### III 真相究明の手段

#### 1 何によって犯罪の真相に迫るのか

裁判制度に、陪審制、参審制、職業裁判官のみによるもの、といった違いがあるように、捜査の手法や制度についても、それぞれの国の歴史・伝統や文化に根ざした相違がある。

わが国では、犯罪の捜査や刑事裁判にとって最も重要なことは、無実の有罪者を生まずに犯罪に関する真実を引き出すことである、という理解が一般的であろうが、陪審制をとる英米では必ずしもそうではないのかもしれない<sup>(26)</sup>。そのことを前提としつつも、次には主として犯罪捜査における真相究明の手法について検討する。

被疑者の取調べが、犯罪に関する真実等の解明にとって重要であることは疑いないがそれだけが真実の解明にとって重要な手段というわけではない。

取調べが諸刃の剣で、他に無実の有罪者を生まずに真実を知る方法があるのであれば、そちらの方法によるべきということになる。

では、真実発見等の手段としてどのようなものがあり、先進諸国ではどのように活用されて

(20) 町田幸雄「自白の信用性と検察官の捜査」『判例タイムズ』465号, 1982.6, p.44.

(21) 最高裁判所事務総局刑事局「平成18年における刑事事件の概況（上）」『法曹時報』60巻2号, 2008.2, p.89.

(22) 山上圭子「英国における取調べの録音制度について」『法律のひろば』56巻6号, 2003.6, p.77.

(23) 平野 前掲注(18), p.408.

(24) 同上, pp.408-409.

(25) 同上, pp.407-408.

(26) 第30回司法制度審議会議事録には、最高裁判所中山総務局長の次の発言がある。「陪審制は、例えばアメリカにおいては、同じ国民の中から自分が裁く者を選んだ以上は、そこで出された結論は受け入れるという手続的な自己責任の原理、あるいは手続に絶対的な価値を置く原理の下で成り立っております。真実の発見や、無実の者の処罰の回避という面では、現実に陪審裁判を行っている英米では、実態がそのようなものであるとは必ずしも理解、認識されておりませんし、陪審員の判断が不安定で予測可能性に乏しく、高い比率で誤判が生じていることを裏付ける多くの研究結果もございます。こうした事態については、アメリカの学者によって、『我々の司法制度は罪を犯した者を有罪にすることも、無実のものを無罪にすることも保証していない。我々の司法制度が保証しているのは、公平な裁判所ということに尽きる』と端的に述べられている」官邸ホームページ〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/dai30/30gijiroku.html>〉

いるのであろうか。英米では多く用いられ、わが国では必ずしも十分ではないとされるものとして、次のようなものがあげられることが多い。

## 2 司法取引

英米においても、人から得られる情報は極めて重視されている。被疑者の取調べが比較的あっさりしたものだとしても、それで供述証拠を諦めるわけではない。特に目立つ手法は、司法取引と通信傍受である。

司法取引 (plea bargaining 答弁取引ともいう) というのは、刑事事件で、被告人側と検察側が交渉し、事件処理について合意することである<sup>(27)</sup>。被告人が裁判で受けると予想される判決より刑が軽くなるという期待の下に、特定の罪について検察に有罪を認めることといってもよい<sup>(28)</sup>。

形態としては、次のタイプがあると考えと分かりやすい<sup>(29)</sup>。

- ① 純粹型 (あるいは自己負罪型) の答弁取引…被告人の有罪答弁と引きかえに、検察官が、訴因の縮小・一部撤回、求刑の引き下げ等の譲歩をする。
- ② 捜査協力型答弁取引…有罪答弁プラス証言・捜査協力を条件に、同様の譲歩をする。
- ③ 免責型司法取引…証言や捜査協力の見返りに不起訴を約束する (いったん行った公訴を全部取り消す場合も含む)。

②、③は、いずれも捜査協力型の取引であり、わが国では刑事免責と混同されることがあるが、この両者は似て非なる制度である<sup>(30)</sup>。

捜査協力型取引は、検察官と証人との間の取引であり、両者の合意に基礎をおくものであるのに対し、刑事免責は、証人に対して一定の免責を与えることにより、自己負罪拒否権を消滅させて証言義務を課するもので、一方的な証言強制の手續である<sup>(31)</sup>。

司法取引は、関係者の自白や証言を取引によって引き出すものであり、「汚職事件、麻薬密売事件、マフィアなど組織犯罪を摘発したり、難事件の突破口を開く捜査手法として多用され、大きな成果を挙げている。大規模な汚職事件では、免責という天下 [ママ] の宝刀がなければ、巨悪の摘発は難しい<sup>(32)</sup>」と言われる反面、「司法取引の世界には深い闇が横たわっている<sup>(33)</sup>」とも言われる。

検察にとって「証拠が弱く裁判になれば負ける可能性が高いケース」では量刑を半値どころか10分の1に引き下げることもある、と言う。アメリカの刑事事件の約90%は、有罪答弁と司法取引によって処理されているとも言われ、自白にはおいしい取引、否認には「極大的量刑」という濫用に近い裁量権の行使が、厳として存在するとも言われる。<sup>(34)</sup>

こうしたことから、「司法取引は根本的に脅迫的、強制的なものであり、違憲」という学者もいる<sup>(35)</sup>し、アメリカ型の司法取引を日本の刑事手続に導入することは、重大な誤りであって、アメリカは、刑事司法をこのように運営してはならないという手本となる、よき反面教師である、と警告するアメリカの学者もいる<sup>(36)</sup>。

なお、司法取引という言葉は論者によって、

(27) 田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.643.

(28) 丸山徹『入門・アメリカの司法制度—陪審裁判の理解のために』現代人文社, 2007, p.68.

(29) 宇川春彦「司法取引を考える(1)」『判例時報』1583号, 1997.1.11, p.40. ただし、同p.41は「アメリカでプリーバークニングという場合、それは通常、①②のことを指し、③を含まない。これに対して、証言を引き出すために検察官が不起訴を約束する行為は、一般にインフォーマルな刑事免責とか免責の合意などと呼ばれる」と説明する。

(30) 宇川春彦「司法取引を考える(2)」『判例時報』1599号, 1997.6.21, p.24.

(31) 同上

(32) 丸山 前掲注(28), p.76.

(33) 同上, p.78.

(34) 同上, pp.69-74.

(35) 同上, p.74.

広狭幅のある概念として使われるため、わが国でも警察や検察の捜査で、司法取引や免責が日常的に行われていると言う人もいる<sup>(37)</sup>。それは主として、起訴便宜主義の枠内で我が国の検察官が広範な裁量権を行使していることを指している<sup>(38)</sup>。

### 3 通信傍受

わが国においても、犯罪に関連した会話等を傍受する仕組みはある。しかし、傍受件数は極めて少ない。平成11年に成立した「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」(平成11年法律第137号)は、傍受令状の請求・発付件数、罪名、逮捕人員等の国会報告と公表を政府に義務付けているが、それによると、平成14年から平成19年までの各年の通信傍受実施事件数と傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数は、2事件8人、2事件18人、4事件17人、5事件18人、9事件27人、7事件34人である。

これに対し、アメリカでは通信以外の会話も含まれるが、2004年の年間許可件数は1,710件、逮捕人員は4,506人とのことである<sup>(39)</sup>。また、人口10万人当たりの各国の通信傍受命令件数は、イタリア76件、オランダ62件、ドイツ15件、オーストラリア11件、イギリス6件、フランス5件、アメリカ0.5件とも紹介されている<sup>(40)</sup>。

ちなみに平成19年中におけるわが国での傍受

令状発付件数は7事件に対し、11件だったので、人口10万人当たりでは0.01件弱ということになる。つまり、我が国における傍受令状件数は、主要先進国の50分の1から8000分の1ということになる。

### 4 おとり捜査

おとり捜査というのは、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等によって検挙する捜査手法である<sup>(41)</sup>。

このような手法は、拳銃や麻薬等の密売事件の捜査に用いられることが多い。歴史的にみても、わが国におけるこうした捜査手法は、第二次世界大戦後、占領軍の要請をうけて麻薬事犯の取締りの徹底化が図られた際、占領軍関係者から示唆されたものだと言われている<sup>(42)</sup>。

アメリカでは、かつて、わが国の大手企業社員が産業スパイを行った容疑で連邦捜査局(FBI)のおとり捜査にかかって逮捕されたり、広域暴力団関係者が、けん銃、機関銃、ロケット砲の調達を連邦麻薬局(DEA)のおとり捜査官に依頼した容疑で逮捕されたりした事件などに垣間見られるように、かなり広範に行われている<sup>(43)</sup>。

イギリスでも、麻薬事犯に使われることが多

(36) デイヴィッド・T・ジョンソン・ハワイ大学社会学科助教授は「醜悪な現実とはまったくかけ離れた、理想化されたアメリカの刑事手続に魅了されがちな日本の読者に対してまず指摘しなければならないのは、ほしがるものに気をつけないと、本当に手に入ってしまうかもしれないぞ」ということだと警告している。「アメリカと日本の司法取引の比較」『季刊 刑事弁護』39号, 2004.7, p.37.

(37) 丸山 前掲注(28), p.77.

(38) 検察官が弁護人に被害弁償を示唆し、その完了を待つて事件を起訴猶予とするような取扱いは日常茶飯であるという。その話を聞いたアメリカのロースクールの教授は「日本の検察官は取引はしないと行ったが、今の話は司法取引とどう違うのか」と聞いたともいう。宇川春彦「司法取引を考える(17)・完」『判例時報』1627号, 1998.3.21, p.39.

(39) 本江 前掲注(15), p.21.

(40) 同上

(41) 最高裁決定平成16年7月12日, 刑集58巻5号, p.333.

(42) 三井誠『刑事手続法(1)新版』有斐閣, 1997, p.88.

(43) アメリカにおけるおとり捜査の状況については、堀田周吾「おとり捜査における違法性判断の基本構造—アメリカ合衆国の規制アプローチを題材として—」『法学会雑誌』46巻2号, 2000.1参照。



いにしても、警察がダミーの宝石店を経営して強盗犯を捕まえようとしたり、秘匿捜査官を殺し屋にしたたりすることもあり<sup>(44)</sup>、ドイツでも、売春や強盗、放火に対するおとり捜査がある<sup>(45)</sup>ことから分かるように広く行われている。

これらの国に対し、わが国では戦後の麻薬濫用期はともかく、現在では極めて謙抑的に行われている。その理由は必ずしも明らかではないが、司法や捜査官の潔癖性の要求などの他に、潜入捜査とも共通するが、おとりとなる捜査官や協力者の安全を確保するための仕組み、例えば電子的監視を含んだ体制確保等が困難であることなどが考えられる。

## 5 新たなる科学技術の導入

犯罪の真相に迫る手段として、科学的・客観的証拠の活用も進んでいる。その典型は、DNA型鑑定とDNAデータベースの活用である。犯罪捜査にDNA分析が活用されるようになって20年余りが経ち、その後の技術発展の目覚しさもあって、DNA型鑑定は、わが国における犯罪捜査にも重要な役割を果たしている。

しかし、犯罪の捜査・抑止にとって最も価値のある領域としてのDNAデータベースの蓄積・活用という観点からみると、わが国の現状は、英米に比べ桁違いどころか二桁違いに遅れている<sup>(46)</sup>。英米ではそれぞれすでに、400万人から500万人分のDNAデータベースが構築されているのに対し、わが国ではたかだか2万人分である。

また、イギリスでは、1994年に当時の保守党

政府が発表した「防犯カメラチャレンジ・コンペ」という、カメラ設置に補助金を与えるプロジェクトをきっかけに公的な街頭カメラが激増したと言われている<sup>(47)</sup>。

背景には爆弾テロの頻発や10歳の少年二人が2歳の子どもを連れ出して惨殺したバルガー事件（1993年）の解決に商店街のカメラが役立ったことがある。2005年5月に発生したロンドン同時爆破テロの実行犯割り出しにおいても、決定的な役割を果たしたとみられている。

現在、ロンドンを中心に英国全体で約430万台の監視カメラが設置されており、これは世界の20%に当たるとも言われている<sup>(48)</sup>。

一般論として、取調べに対する制約の多い国では、取調べに替わるか取調べに匹敵する捜査手法の必要性が高く、そのための技術や制度が発達しやすいと言えるのかもしれない。

それら各種手法に対して、問題やマイナスがあるからといって、すべてに消極的であっては、結局多くの善良な国民にとっては、犯罪からの苦しみを増大させられるだけということになりかねないであろう。

## IV 録音・録画をめぐる議論

### 1 議論の経緯

「犯罪の捜査において、被疑者から真実の自白を得て犯人を早期に特定するとともに、無実の被疑者を速やかに発見するための尋問（日本では普通「取調べ」といっている）のテクニックを、豊富な実例やさまざまな具体的ケースを引用しながらわかりやすく解説<sup>(49)</sup>」した『自白』

(44) 宮木康博「イギリスにおけるおとり捜査の判断基準と法的効果（一）」『東洋法学』51巻1号, 2007.10, p.36.

(45) 内藤大海「おとり捜査の研究(1)—ドイツ法理論の発展を手がかりにして—」『北大法学論集』58巻2号, 2007.7, p.572.

(46) 岡田薫「DNA型鑑定による個人識別の歴史・現状・課題」『レファレンス』660号, 2006.1参照。

(47) 山口響「監視カメラ先進国イギリスのCCTV 市民が市民の首を絞める」『週刊金曜日』440号, 2002.12.13, p.13.

(48) レベッカ・コックス—英王立統合軍事研究所反テロ部長「9・11後、市民の自由に関する意識変化 データの共有など国際協調体制が必要」『毎日新聞』2005.8.13.そのほか、設置台数について、英国全体で、250万台（「監視カメラが威力」『読売新聞』2005.7.13,夕刊）とするものから700万台（小貫淳子「監視カメラからユビキタス監視へ進化」『New media』23巻10号, 2005.10, p.64）とするものまでである。

という著作の著者は、「尋問を成功させる主要な心理的ファクターは、非公開—尋問者と被尋問者だけがほかから隔離されること—である<sup>(50)</sup>」と言う。

あるいはさらに、「たいていの場合、これらの尋問、特に被疑者の尋問は非公開でしかも合理的な時間をかけて行う必要がある。また、通常の日常的な社会行動の基準にしたがって評価すれば、非倫理的といわれるかも知れない心理的方法やテクニックを用いなければならない場合がしばしばある」とも言う。

たしかに例えば、国会での証人喚問や、犯罪の容疑者ではないかと疑われている人物に対するテレビインタビューなどでは、なかなか真実が語られず、後に、警察や検察の取調べにおいて真実が語られるというのは、しばしば見聞するところである。

その要因がどこにあるかは別として、取調べの非公開、密行性が犯罪捜査における真相究明に重要な役割を果たしていることは間違いない。他方、そこには、例外的ではあるにしても、被疑者に対する利益誘導、脅迫、偽計、暴行などが入り込む危険が存するということも、洋の東西を問わず歴史的事実である。

そこで、いかにすれば、取調べの機能を損なうことなく違法・不当な取調べを抑止できるか、が重要な課題となる。

イギリスでは、重大事件における冤罪の経験なども踏まえて、被疑者取調べを録音する制度を取り入れ、後に黙秘権に対する制限、修正を行った。

わが国では、裁判員制度を採用するきっかけになった司法制度改革審議会においても、この問題が議論されたが、平成13年に公表された意

見書では「被疑者の取調べ過程・状況について、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきである。…これに加え、取調べ状況の録音、録画や弁護人の取調べへの立会いが必要だとする意見もあるが、刑事手続全体における被疑者取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から、現段階でそのような方策の導入の是非について結論を得るのは困難であり、将来的な検討課題ととらえるべき<sup>(51)</sup>」とされた。

その後、公判前整理手続の創設及び証拠開示の拡充等に関連した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第62号）案の審議に際し、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号）施行までに、録画ないし録音による取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入等の実質的論議・検討に、格段の配慮をすべきとの附帯決議が、衆議院及び参議院の各法務委員会において付されている<sup>(52)</sup>。

## 2 関係者の意見

取調べの録音・録画について、単純明快な意見を表明するのは日本弁護士連合会（以下「日弁連」）である。日弁連では、警察や検察庁の取調べを録画・録音することを「取調べの可視化」と呼び、取調べのすべてを録画・録音すべしとする<sup>(53)</sup>。

日弁連は、日本では、戦後4つの死刑確定事件が、1980年代に再審によって無罪となったことなどをあげ、密室の取調べには、暴行、脅迫、利益誘導などの自白強要や作文がある、と主張する。あわせて、裁判の長期化も深刻な問題である、とする。

これに対し、現実の取調べを担当する警察・

(49) フレッド・E.インボーほか（小中信幸・渡部保夫訳）『自白』ぎょうせい、1990.における訳者まえがき。

(50) 同上、p.47.

(51) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」2005.6.12.〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>〉

(52) 衆議院附帯決議は平成16年4月23日、参議院附帯決議は平成16年5月20日。

(53) 日本弁護士連合会「取調べの可視化（録画・録音）に向けて—可視化反対論を批判する—」2004.11.〈[w3.nichibenren.or.jp/ja/judicial\\_reform/data/torishirabe\\_kashika.pdf](http://www3.nichibenren.or.jp/ja/judicial_reform/data/torishirabe_kashika.pdf)〉

検察関係者は、被疑者取調べの録音・録画について、消極的である。

代表的な意見としては、元検察官が、わが国では、刑事実体法の面からも刑事手続の仕組みとしても、取調べ、特に被疑者の取調べが重視される構造になっていることを前提に、取調べの過程を録音・録画することによって次のような結果が生じると述べている<sup>(54)</sup>。

その一は、取調べの機能が阻害されてその真相究明機能が低下することは、直ちに、重要事件が未解決に終わり、刑事裁判における適切な事実認定や量刑が困難になるという結果を招来し、わが国の治安の著しい悪化を招くことになる。

その二は、取調べは証拠の収集という観点からのみ必要とされるのではなく犯人に真の反省悔悟を促し、可能な限り早期に被害回復を実現するといった刑事政策的な目的を実現する重要な手段となっているが、その機能が損なわれる。

警察関係者からも、取調べ状況の録音・録画には次のような問題があり、被疑者の取調べ状況の録音・録画の義務付けは、取調べの機能を大きく阻害し、犯罪捜査に重大な支障をきたすおそれがある、とする意見が述べられている<sup>(55)</sup>。

○ 取調官は、多くの事件において、時間をかけて地道に被疑者とのコミュニケーションを重ね、人間的な信頼関係を構築することにより、少しずつ心の扉を開かせて被疑者から真実の供述を引き出している<sup>(56)</sup>。ところが、後日、取調べの状況が第三者にオープンになる可能性があったり、また、録音・録画されていることを被疑者が意識するようになると、取調官と被疑者との人間的な信頼関係を

築くことは困難になり、ひいては、事案の真相解明が不可能となる。

○ 特に、暴力団構成員等が被疑者の場合、録音・録画されることで、仲間からの報復や組織内部での信用失墜を恐れるようになれば、その被疑者から犯罪の組織的背景や他の犯罪の端緒情報を聞き出すことは困難になり、また、内部告発的な供述を得られなくなる。

○ 性犯罪被害者がその典型であるが、第三者のプライバシーに関する情報や名誉が公判で晒され、侵害される危険性がある。

あわせてわが国では、逮捕・勾留期間が短いこと、通信傍受手続が厳格であること、無令状の逮捕・搜索差押え、刑事免責等の法制が存在しないことも、挙げられている。

他方、元裁判官からは、自白の任意性が争われた際の実情などを踏まえて、不毛な水掛け論を避けるためにも録音・録画は必要であり、裁判員制度の下においては、その必要性は一段と高まるという意見が述べられている<sup>(57)</sup>。

また、後に司法制度改革審議会委員となり、裁判員制度・刑事検討会座長ともなる井上正仁教授は、かつて、「イギリスの場合は、被疑者の取調べといっても大抵一〜二回で、しかも一回がせいぜい一時間ということですので、録音の費用も手間もそれほどかからなくて済むのでしょうが、連日の長時間にわたる取調べが行われることも珍しくないわが国の現状を前提にするときには、それをすべて録音するということは、現実的にみて、かなり困難かもしれません。しかし、例えば、差し当たり、特に重大な事件に限るとか、あるいは、取調べの全部ではなく、犯罪事実について実質的な取調べを行なう部分に限って録音するということから始めてみて、その結果に照らして範囲の拡大をまた検

<sup>(54)</sup> 本江 前掲注(15), pp.11-21.

<sup>(55)</sup> 吉村博人『警察改革—治安再生に向けて—』立花書房, 2006, pp.209-213.

<sup>(56)</sup> こうした状況を取り調べられた側から述べたものに、林郁夫『オウムと私』文藝春秋,1998; 武まゆみ『完全自白 愛の地獄』講談社, 2002がある。

<sup>(57)</sup> 吉丸眞「録音・録画記録制度について(上)」『判例時報』1913号, 2006.2.11, pp.4-30.

討する、といった漸進的な対応を考えてみる価値はあるのではないかと述べている<sup>(58)</sup>。

あるいは、日本の伝統的な取調べにおいては、「取調官と被疑者の意思の交流による一種のカウンセリング・セラピーに近い、双方の信頼関係を築く技能こそが取調官に求められるものであった」とする渥美東洋博士は、取調べの全過程の録画・録音は、対象者の犯行・非行の背景事情を公判ですべて晒け出す結果となり「犯行・非行の予防・減少、犯行者の社会復帰・再社会化を大幅に害することになる」と述べている<sup>(59)</sup>。

### 3 検察・警察における試行

2で述べたように、取調べの録音・録画に関する議論は継続中であるが、最高検察庁では、裁判員裁判で審理される事件を対象に、被疑者の取調べの相当と認められる部分について録音・録画を試行することとし、平成18年8月から平成19年12月末までに、殺人、強盗殺人、強姦致傷など170件の事件で録音・録画を試行した。その結果は、「取調べの録音・録画の試行の検証について<sup>(60)</sup>」としてまとめられた。そして結論としては、検証結果を踏まえた課題として、次の点が必要であるとした。

- 試行を全国的に数多く実施して裁判例を累積するとともに、任意性に限らず、信用性等を立証するための証拠としてもDVDを使用する方向で試行を重ねること
- 録音・録画に至るまでの捜査において適正でない取調べが行われれば、それが録音・録画時における被疑者の供述内容や態度等に反映されることになるため、捜査機関としては、自ずと取調べの適正確保に一層の意を用

いることになると思われ、取調べの一部の録音・録画は、取調べの適正確保にも資するものであるところ、警察庁は、「警察捜査における取調べ適正化指針」を公表しており、検察としても、捜査の適正確保に向けて、警察との一層の連携を図ること

今後は、これらの課題に対応するため、平成20年4月以降速やかに、全国の地検本庁及び裁判員裁判対象事件を取り扱う地検支部に必要な機材を導入し、本格的試行を実施したいと考える、としている。

また、警察でも、平成20年4月3日、取調べの一部録音・録画を、警視庁や大阪府警など大規模な警察本部で今夏にも試行することを決めたとの報道がなされている<sup>(61)</sup>。

### 4 メディアの反応、意見

こうした動きに対して、マスコミの反応はどうかであろうか。主な新聞の社説等を紹介する。

『讀賣新聞』は「欧米のような司法取引などが認められない日本では、捜査に占める取り調べの比重が大きく、全過程の録音・録画は非現実的だ。だが、録音・録画の時期や時間をもう少し広げる余地はないか。拘留期限の迫った最終段階に、40分以内で実施するケースが大半だが、再検討してもらいたい。警察庁も来月以降、録音・録画を試行する。捜査の中心となる警察では、取り調べの持つ役割が一層大きい。それだけに録音・録画によるリスクも大きい。試行結果を速やかに検証・公表すべきだ<sup>(62)</sup>」と述べる。

『毎日新聞』は「密室で行なわれてきた取り調べの一端が、法廷でうかがわれるようになったのは画期的と言える。だが、警察、検察が実

58) 井上正仁「刑事裁判に対する提言」『司法研修所論集』85号, 1991.7, p.126.

59) 渥美東洋「取調べの適正化；とりわけ電子録音・録画＝いわゆる可視化について」『判例タイムズ』1262号, 2008.5.1, p.45.

60) 最高検察庁〈<http://www.kensatsu.go.jp/oshirase/080324torisirabe/torisirabe.html>〉

61) 「重大事件の取り調べ 警察も録音・録画 今夏試行任意の自白証明」『毎日新聞』2008.4.3, 夕刊；「警察も一部録音・録画 調書の確認場面」『東京新聞』2008.4.3, 夕刊, ほか。

62) 「取り調べの録画 事例を重ねて実践に活かせ」『讀賣新聞』2008.3.27.

施する録画は、容疑者が自白した後、取調官が書き上げた調書を読み聞かせ、署名、押印を求める場面に限られる。否認事件は対象とされない。犯罪捜査の大きな転機ではあるが、取り調べの全過程の可視化を求める日本弁護士連合会などの主張とは隔たりがある。…正確を期すため、取り調べの全過程を録画すべきは言うまでもない。もちろん録画によるデメリットを考慮し、対策を練る必要もある。容疑者が萎縮するだけでなく、取調官の心理にも影響を与え、自白が得られにくくなる可能性もある。不用意に開示されれば第三者のプライバシーが侵され、暴力団事件などでは新たな犯罪を誘発する危険も生じる。取り調べは人間同士の真剣勝負と言われるだけに、現場の捜査員や検事が録画の弊害を懸念するのは無理からぬところだ。…捜査員らに抵抗がある以上、試行を重ねながら最善の方策を見いだすしかあるまい。対象も徐々に広げ、いずれは全事件での録画を目指したい<sup>(63)</sup>」と主張する。

『産経新聞』は「今回の警察の決定はこれまでの方針を転換するものだ。やむを得ない措置だが、いかなる影響を与えるかも考えるべきだろう。…警察は事件の大半について第一次捜査権を持っている。その警察が一部可視化に踏み切った意味は小さくない。ただ、可視化により、容疑者からの自白が得にくくなるような事態を招けば、治安維持に重大な影響を及ぼす。十分な検証作業も重要である<sup>(64)</sup>」とする。

『朝日新聞』は、すでに平成19年8月に「私たちはこれまで、取り調べを録画するよう主張してきた。…検察は昨年から一部を録画する試行に踏み切った。その一つが初めて、東京地裁の法廷で公開された。しかし、録画したのは取り調べの一部だけだ。これでは検察に都合のいい場面だけかと疑われかねまい。録画は取り調

べのすべての過程を対象にしなければならない。録画に柔軟な姿勢を見せている検察とは対照的に、警察はかたくなに拒んでいる。『事件の解明を妨げる』というのがその理由だ。容疑者を自白させるには、からめ手から攻めたり、押したり引いたりする。それをすべて公開されては、取り調べがやりにくくなる。…その反論はわからないわけではない。しかし、捜査段階の自白が真実かどうかを法廷で延々とやり合うようなことは、もうやめにしなければいけない<sup>(65)</sup>」との社説を掲げている。

社説ではないが、『日本経済新聞』は、編集委員の署名入り記事で「今回の試行はあくまで部分的な録音・録画。警察、検察ともに違法な調べを監視するための取り調べ全過程の録音・録画（可視化）については、『取り調べの機能を損ない、受け入れられない』とする姿勢を変えてはいない。しかし、一部とはいえ取り調べが外の目にさらされる意味は大きい。不適正な調べがあれば録画された容疑者の態度などに反映され、適正化確保にも役立つ。一線の捜査員が、自分の取り調べを客観的に見直すきっかけにもなるだろう。…警察での録音・録画は自白の任意性立証に限定せず、まさに『試行』を繰り返してはどうか。録音・録画で実際に供述が得にくくなれば、司法取引やおとり捜査の導入、自白を前提とした刑事司法の見直しといった選択肢も見えてくる。可視化すれば本当に冤罪はなくなるのか。治安に対する影響はどのようなのか。録音・録画の試行が、真に国民のためになる捜査を模索する動きにつながれば、価値のある対策だったことになる<sup>(66)</sup>」と論評している。

(63) 「取り調べ録画 試行を重ねて最善策を見つけたい」『毎日新聞』2008.4.5.

(64) 「警察可視化導入 影響への検証も不可欠だ」『産経新聞』2008.4.7.

(65) 「取り調べ録画 国会は法制化を急げ」『朝日新聞』2007.8.14.

(66) 坂口祐一「録音・録音を正式発表 『試行』通じ課題探れ」『日本経済新聞』2008.4.3.

## V 日英米の刑事法制と冤罪事情

### 1 取調べの録音・録画議論の背景

取調べの録音・録画をめぐる議論の背景には、ふたつの側面がある。

ひとつは、平成21年からの裁判員制度を前提に、自白の任意性・信用性を、いかにしてわかりやすく立証するかということであり、もうひとつは、取調べ機能の適正化あるいはいかにして冤罪・誤判を生まずに真実を引き出すか、という側面である。

職業裁判官による裁判、陪審員裁判、日本の裁判員裁判を含む参審制の下での裁判、いずれを採るかによって、裁判制度や訴訟手続だけではなく、捜査や実体刑法のあり方まで違ってくる可能性がある<sup>(67)</sup>。

そうした可能性を、裁判員制度が現しつつあるというのが、第一の面である。この点に関しては、現在、裁判（公判）を「わかりやすく迅速に」ということが、特にクローズアップされているが、この本質が時に死刑や無期懲役といった極刑も含む判断を求められる世界である以上、「わかりやすく迅速に」ということにはばかりとられすぎると、真実発見に無理がくる可能性も高まるであろう。

第二の側面に関しては、わが国では取調べや自白の重視が冤罪を生む第一の原因と考える人がいる<sup>(68)</sup>。もちろん、冤罪の原因は単純ではないし、国によってその要因も異なる。おそらく、それぞれの国の歴史・伝統・文化を踏まえたトータルな刑事司法の仕組みの結果なのであろう。

ここでは、そうした原因分析は別として、取

調べを重視し、丁寧で徹底した捜査を特徴としていると言われるわが国<sup>(69)</sup>と、あっさりした取調べを前提とするアメリカ、イギリスにおける冤罪事情を概観する。なお、冤罪の定義について議論がないわけではないが、ここでは有罪の判決が確定した後、無実が判明したとされる事件の実情についてみてみることにする。

### 2 アメリカ

アメリカには、無実を訴える受刑者の救援活動をしている非営利組織「イノセンス・プロジェクト」がある。そのホームページによると、DNA型鑑定によって無実が証明された囚人の数は2008年5月20日現在216人である<sup>(70)</sup>。

しかも、その中には16人の死刑囚が含まれており、囚人たちの釈放までの平均受刑期間は12年である。アメリカの刑事訴訟においてDNA証拠が使用されてから約20年が経つので、年平均10人、死刑囚も毎年一人は、DNA型鑑定によって無実の罪が晴らされているということになる。

DNA型鑑定による無実の証明だけでこれだけの数に上るということは、その何倍もの無実の人がいると考えるのが、常識的かつ合理的な推論である。同じくアメリカの「死刑情報センター」によると、1973年以降2007年12月までの間、アメリカで無実の罪を晴らすことのできた死刑囚は、DNA型鑑定による16人を含め、120人以上に上るとのことである<sup>(71)</sup>。

さらに、アメリカの中でも死刑判決の多い州と言われているイリノイ州では、1976年に死刑執行が再開されて以来、12人の執行がなされた一方、死刑判決を受けて服役中の死刑囚の中から13人もの冤罪が判明した。その結果、死刑容

(67) 平野龍一『刑事法研究』（最終巻）有斐閣，2005，p.137，p.190。

(68) 石松竹雄ほか『えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて』現代人文社，2007，p.100。

(69) 渥美東洋『罪と罰を考える』有斐閣，1993，pp.154-161。

(70) INNOCENCE PROJECTホームページ〈<http://www.innocenceproject.org/know/>〉

(71) DEATH PENALTY INFORMATION CENTERホームページ〈<http://www.deathpenaltyinfo.org/FactSheet.pdf>〉

認派であったジョージ・ライアン知事も死刑の一時停止を決定したという。<sup>(72)</sup>

いかなる刑事司法制度においても誤判は避けられないものであるとはいえ、これでは死刑制度に反対したくなるのももっともである。

イリノイ州が、殺人事件捜査にあたって身柄拘束中の取調べの録音・録画を州法で規定した最初の州となった背景には、こうした事情がある。

### 3 イギリス

イギリスでは、陪審の判断を尊重することが重要であるとする立場から、再審はおろか控訴さえ認められない時代が長く続いたそうである。誤判であっても、恩赦か刑の執行の免除・延期くらいしか救済制度がなかったという。1907年になって、法律で刑事控訴院が創設され控訴と再審が許されるようになった<sup>(73)</sup>。

1997年には独立した専門機関としての刑事再審委員会ができ、委員会は1997年3月31日に、内務省の手持ちの279件の再審請求を引き継いで、活動を開始した。2008年3月までの11年の間に、10,682件の再審請求があり、10,038件が処理された。その結果、384件の有罪確定判決が再審のために控訴裁判所に付託され、結論のた359件のうち248件の原判決が破毀されたという。1年当たり平均20件余である。<sup>(74)</sup>

これについて、刑事再審委員会委員長代行である弁護士は「時折、間違いが発生したことが明るみに出されることで、刑事司法に対する国民の信頼はかえって補強される可能性がある

が、形だけ冤罪ゼロの統計を作ることは、その信頼を損なうだけである」と、述べたとのことである<sup>(75)</sup>。

### 4 日本

先の司法制度改革審議会において、「国民の司法参加」が議論された際、「『アメリカの陪審裁判では誤審が多い』と反対派の元裁判官が言えば、賛成派の弁護士は、『あんたらこそ何をやってきたんだ。死刑が確定した裁判に四件も無罪があったじゃないか』と、罵声を浴びせて終わり」という雑誌記事があった<sup>(76)</sup>。

議事録で、記事にいう弁護士委員の発言をみると、「それでは、職業裁判官が一体どういうことをやってきたのか。戦後我々日弁連が支持して再審で無罪を勝ち取っただけでも12例…そのうち4例はまさに死刑なんです。死刑判決が無罪になっているんですよ、再審において。職業的裁判官がやった裁判で、人を死刑にするという判決を確定させるところまで行っているんですよ。何をあんたら、まるで職業裁判官に誤りのないように言う」と記録されている<sup>(77)</sup>。

わが国では、最高裁判所が毎年刑事事件の概況を公表しており、その中に「再審請求事件及び再審事件」の項目がある。「平成18年における刑事事件の概況」によると、平成14年から18年までの5年間の再審事件における終局人員63人のうち、55人は原裁判が略式命令請求事件である（そのうち50人が無罪、5人が移送）。原裁判が通常訴訟事件であった8人は、地裁の事件であり、そのうち3人が無罪、5人が免訴となっ

(72) 稲葉一人ほか「犯罪捜査におけるDNAデータベース—イギリス、アメリカ、カナダと日本の比較研究—」『Studies 生命・人間・社会』No.7, 2004.6, p.74; 柳重雄「アメリカにおける死刑モラトリアム運動の前進」『法学セミナー』49巻9号, 2004.9, p.77.

(73) 幡新大実「イングランド・ウェールズにおける証拠不開示と冤罪(1)」『季刊 刑事弁護』50号, 2007Summer, p.168.

(74) 刑事再審委員会 (Criminal Cases Review Commission) ホームページ 〈[http://www.ccrcc.gov.uk/cases/case\\_44.htm](http://www.ccrcc.gov.uk/cases/case_44.htm)〉

(75) 幡新 前掲注(73), p.167.

(76) 奥野修司「暗黒の裁判員制度」『文藝春秋』86巻1号, 2008.1, p.108.

(77) 「第31回司法制度改革審議会議事録」官邸ホームページ 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/gijiroku-dex.html>〉

ている。免訴の5人は治安維持法違反事件（いわゆる横浜事件）である。

また、無罪となった53人を罪名別にみると、道路交通法違反事件が33人、業務上過失致死傷事件が16人と、90%以上を占めており、無罪となった理由では身代わりが41人と80%近くを占めている<sup>(78)</sup>。

念のため、平成9年から13年までの5年間についてみると、この間の再審事件の終局人員は45人で、すべてが無罪になっている。この45人のうち、簡裁の事件はすべて略式命令請求事件で44人、地裁は1人である。罪名別では、道路交通法違反事件が33人、業務上過失傷害事件が11人、無罪理由は80%以上の37人が身代わりであった<sup>(79)</sup>。

おわりに

裁判員制度の導入によって、わが国の刑事裁判が大きく変わろうとしている。そのことは、裁判の前段階である捜査にも影響せざるをえないであろう。

裁判員制度は、裁判に一般国民が参加することに意義がある。しかし、ただ参加すればよいというものではない。「刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」という刑事訴訟の目的に、より一層かなった運用がなされなければならない。

そのためには、取調べのあり方ということだけでなく、関連した様々な制度の理念や実態を十分に理解し検討した上での改革が必要となってくるであろう。

（おかだ かおる）

(78) 最高裁判所事務総局刑事局 前掲注(2), p.490.

(79) 最高裁判所事務総局刑事局「平成13年における刑事裁判の概況(上)」『法曹時報』55巻2号, 2003.2, p.404.